

北海道美深高等養護学校あいべつ校 学校いじめ防止 基本方針

1 いじめの理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの解消
- (3) いじめの基本認識
- (4) いじめの態様
- (5) いじめの要因

2 いじめ防止のための取り組み

- (1) 未然防止及び早期発見を図る校内及び地域での取り組み
- (2) 学校いじめ防止基本方針の「点検・見直し」及び校内研修の取り組み

3 いじめが発生したときの校内体制

- (1) いじめが発生した場合の事実確認における留意点
- (2) いじめられた生徒、保護者の対応
- (3) いじめた生徒、保護者の対応
- (4) 学級及び他の生徒の対応
- (5) 継続した指導について
- (6) 保護者説明会の開催について

4 重大事態への対応

- (1) 発生の状況
- (2) 報告及び調査協力
- (3) 報道機関への対応

5 インターネットや携帯電話を使用したいじめの対応について

- (1) 未然防止のためには
- (2) 情報モラルに関する授業及び指導の際のポイント

6 いじめに関する相談機関リスト

参考資料・引用

- 別紙１－１ いじめの予防
- 別紙１－２ いじめの早期発見
- 別紙１－３ 早期発見・事案対処マニュアル
- 別紙１－４ いじめ早期発見のためのチェックリスト
- 別紙２ ネットパトロール実施要項
- 別紙３ いじめ対策委員会活動計画
- 別紙４ いじめ問題に対応する校内体制
- 別紙５ いじめ防止対処プラン
- 別紙６ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応について
- 別紙７ 生徒指導及びいじめに係る予防的なプログラム（年間指導計画）

平成３０年 ３月 作成
令和 ６年 １月 改訂

はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどの他、インターネットや携帯電話といった情報機器を介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も全国的に増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として重要課題という意識をもたなければならない。

そこで、生徒が安心して充実した生活を送れるよう、いじめ未然防止や迅速且つ適切な対応への備えとして、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は学校組織として適切且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

- ア 一定の人的関係にあること（学校外なども含めて）
- イ 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）
- ウ 当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの解消

いじめが解消している状態として、次の2つの要件を示す。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係性修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。（相当の期間の目安としては3ヶ月ほど）
 - ・ いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
 - ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

いじめの解消については、「いじめ対策委員会」において、解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めたいじめ対策委員会で判断する。

(3) いじめの基本認識

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- カ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている
- ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(5) いじめの要因

- ア 生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるもの（いじめの芽はどの生徒にも生じ得る）
- イ 大人の振る舞いを反映した問題（家庭環境や対人関係など、多様な背景から起こり得る）
 - ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメント
 - ・他人の弱みを笑いものにする
 - ・他者を差別するなど
- ウ 所属集団の閉鎖性等の問題（学級や部活動等）
 - ・「観衆」の存在（はやしたてたり面白がったりするなど）
 - ・「傍観者」の存在（周辺で暗黙の了解を与えるなど）
 - ・閉鎖性により、潜在化したり、深刻化したりする。
- エ いじめの衝動を発生させる原因
 - ・心理的なストレス
 - ・集団内の異質な者への嫌悪感情
 - ・ねたみや嫉妬感情
 - ・遊び感覚やふざけ意識
 - ・金銭などを得たいという意識
 - ・被害者となることへの回避感情など
- オ 生徒の人権に関わる重大な問題（多様性を認め互いに支え合うことができない）
 - ・生徒の発達段階に応じた人権に関する意識や正しい理解が十分でない
 - ・自他を尊重する態度の育成が十分でない
 - ・自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが十分でない

2 いじめの防止のための取り組み

(1) 未然防止及び早期発見を図る校内及び地域での取り組み（別紙1-1、1-2）

- ア 生徒指導体制の充実
 - （ア）報告・連絡・相談の徹底強化
 - （イ）保護者への連絡等の徹底と継続的な連携強化（連絡帳の活用など）
 - （ウ）各関係機関（児童相談所など）との連携
 - （エ）毎日の登校での出迎え、下校での見送りにおける様子確認
 - （オ）養護教諭との連携
 - （カ）「学校いじめ防止基本方針」の作成・改善
 - （キ）いじめ早期発見のためのチェックリスト（別紙1-3）を活用する
 - （ク）いじめ実態調査アンケート（学期に1回程度）
 - （ケ）学年通信の充実
 - （コ）生徒会活動・部活動の充実
 - （サ）校内環境の整備（いじめポスターなど校内掲示の工夫）
 - （シ）月1回のネットパトロール（別紙2）

- (ス) 携帯電話の使い方などに関する情報モラル教育の充実（情報の授業など）
- (セ) 学校評価におけるいじめの調査
- (ソ) いじめ防止対策会議（別紙３）

イ 相談体制の充実

- (ア) 定期的な生徒面談（キャリアカウンセリング）
- (イ) 保健室の整備・話しやすい雰囲気づくり
- (ウ) スクールカウンセラーの活用

ウ 関係機関との連携

- (ア) 中学校との情報交換及び連携
- (イ) 子育て相談室や児童相談室と連携したケース会議の開催
- (ウ) 相談支援機関（あそーとなど）への相談及び連携

エ 地域との連携

- (ア) 愛別町生徒指導連携協議会での情報交換及び連携
- (イ) 地域社会と連携した職場体験活動（デュアルシステム）
- (ウ) 地域の人との関わりや奉仕活動の充実及び参加（きのこの里フェスティバル、B & G清掃など）
- (エ) 学校だより、HPを活用した地域への情報発信

(２) 学校いじめ防止基本方針の「点検・見直し」及び校内研修の取り組み

ア 学校いじめ防止基本方針の「点検・見直し」

- (ア) 必要に応じて生徒及び保護者へのアンケートの実施
- (イ) 学校運営協議会等での協議
- (ウ) 校内研修等での協議

イ 校内研修

- (ア) 未然防止・早期発見・事案対処等の研修を全ての教職員で実施する。
- (イ) 研修外でも定期的に生徒情報の共有を行い、研修内容を生かして組織的に対応する。

３ いじめが発生したときの校内体制（別紙４）

(１) いじめが発生した場合の事実確認における留意点

- ア 関係した生徒からの事実確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）をする。
- イ 関係した生徒が複数の場合は、別々の部屋で行う。
- ウ 生徒指導主事等が、いじめ対策委員会を開き、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこの部分を再度確認するのかを指示する。
- エ 事実の確認は生徒指導主事等の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の生徒を集めて事実の確認や指導を行う場合もある。
- オ 保護者に連絡をする。特に、関係の生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る。

(２) いじめられた生徒、保護者の対応

ア 生徒に対して

- (ア) 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (ウ) 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

(エ) 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高められるよう配慮する。

イ 保護者に対して（複数で対応）

- (ア) 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- (ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (オ) 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも学校への連絡をお願いする。

(3) いじめた生徒、保護者の対応

ア 生徒に対して

- (ア) いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- (イ) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して（複数で対応）

- (ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- (イ) 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (ウ) 子どもの変容を図るために、今後の関り方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(4) 学級及び他の生徒の対応

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(5) 継続した指導について

- ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- イ 個別相談などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。
- ウ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- エ いじめられた生徒、いじめた生徒も双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- オ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめ防止対処プラン（別紙5）を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

(6) 保護者説明会の開催について

ア 開催が必要な場合

- (ア) 一人の生徒を長期にわたって学級の多くの生徒がいじめしており、学級全体の意識を変える必要がある場合
- (イ) 金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安やおそれを感じさせ、深刻な影響を抱えている場合
- (ウ) いじめることを面白がる感情が学級全体に広がっている場合
- (エ) 保護者の間で、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広がり、共通理解を得る必要がある場合

イ 開催する上での留意点

- (ア) 実施の時期の見極め
 - ・関係した生徒の保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことを見極める。
- (イ) 関係した生徒の保護者へ説明会開催のねらいの事前説明
 - ・保護者説明会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の生徒への必要な支援を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、理解を図る。
- (ウ) 組織的な対応
 - ・校長や教頭、生徒指導主事、学年など複数の教職員で対応する。場合によってはPTA会長等の同席を求め、今後の取組にPTAとの連携をお願いする。

4 重大事態への対応

(1) 発生の状況

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている場合

- (ア) 生徒が自殺を図る
- (イ) 精神性の疾患を発症する
- (ウ) 身体に重大な障害を負う
- (エ) 金品等に重大な被害を受ける

イ 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている場合

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合

(2) 報告及び調査協力

- ア 基本的には「いじめ問題に対する校内体制」と同様の対応及び道教委などへの報告、報道機関への対応
- イ 事実関係を明確にするため道教委設置の緊急調査組織の協力、実施
- ウ 当該生徒及び保護者に調査結果等の情報提供
- エ 調査結果の会議への報告
- オ 管内支援チーム関係機関への支援要請

(3) 報道機関への対応

- ア 正確な情報を提供する（推測による発信は避ける）
- イ 報道機関各社に対しては、公平な対応をする
- ウ 取材に対し、誠意をもって、迅速に対応する（特に記事の締め切り時間に配慮した情報提供に留意する）
- エ 学校の方針を伝えるという積極的な広報姿勢を堅持して、報道機関に対応する。

- オ 記者会見等にあたっては、文書によるコメントを準備する
- カ 報道機関の質問を全て正確に記録する
- キ 報道機関との対応の窓口を一本化する

5 インターネットや携帯電話を使用したいじめの対応について（別紙6）

（1）未然防止のためには

ア 保護者懇談等で伝えること

（ア）未然防止の観点から

- a 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと
- b インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- c 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

（イ）早期発見の観点から

- a 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

（2）情報モラルに関する授業及び指導の際のポイント

ア インターネットの特殊性を踏まえて

- （ア）発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- （イ）匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- （ウ）違法情報や有害情報が含まれていること
- （エ）書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- （オ）一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるな

...

自分だと分からなければ...

誰にも気づかれず、見られていないから...

あの子がやっているなら...

動画共有サイトで目立ちたい...

6 いじめに関する相談機関リスト

相談機関名	電話番号・E-mail	曜日・時間帯
北海道教育庁上川教育局 子ども専用メール相談	https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/izime_hituyou/	メール相談
子ども相談支援センター	TEL 0120-3882-56	24時間いつでも
	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	いつでも 夜間や土日、祝日の返信は時間がかかる
	来所相談（予約） TEL 0120-3882-56 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階	10:00～16:00 （土日・祝日、年末年始はお休みです）
	上川教育局 教育相談 TEL 0166-46-5243	月曜～金曜 8:45～17:30
おなやみポスト	https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/	24時間いつでも 休日や夜遅い時間だと時間がかかることがある
北海道警察本部少年課	少年課 少年相談110番 TEL 0120-677-110	月曜～金曜 8:45～17:30
	少年サポートセンター TEL 011-251-0110	月曜～金曜 8:45～17:30
旭川東警察署 相談係	TEL 0166-34-0110	
旭川中央警察署	TEL 0166-25-0110	
法務局 子どもの人権110番	TEL 0120-007-110	月曜～金曜 8:30～17:15
旭川市子ども総合相談センター 児童相談係	（保護者向け） TEL 0166-26-5503	月曜～金曜 8:45～17:15
旭川市 子どもホットライン	TEL 0120-528-503	8:45～20:00（月、木） 8:45～17:15（火、水、金）

参考・引用資料

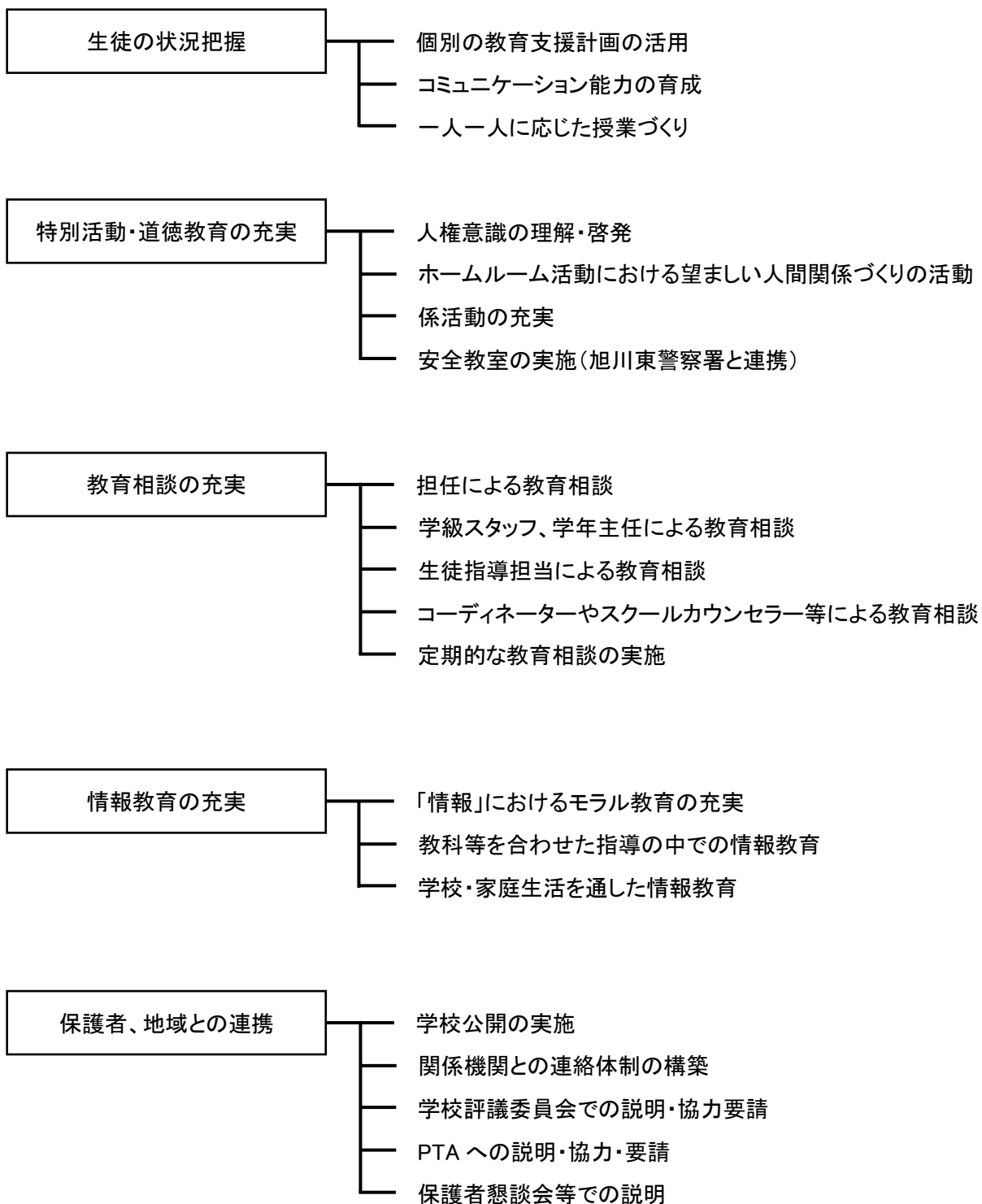
- ・いじめ問題に関する取組事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・文部科学省
- ・「いじめを早期発見し、適切に対応できる体制づくり
 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第一次）・・文部科学省
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
 （学校・教職員向け）・・・・・・・・文部科学省
- ・いじめ問題に適切に対応するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・北海道教育委員会
- ・学校における危機管理の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・北海道教育委員会
- ・いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵庫県教育委員会
- ・滝川市いじめ問題指導マニュアル
 ～いじめの未然防止・早期発見・対応等を図る校内体制の確立～・・滝川市教育委員会
- ・北海道いじめ防止基本方針北海道教育委員会・・・・・・・・・・・・・北海道教育委員会
- ・北海道いじめ防止基本方針のポイント
 ～いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に向けて～・・・・・北海道教育委員会

別紙 1-1

いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。

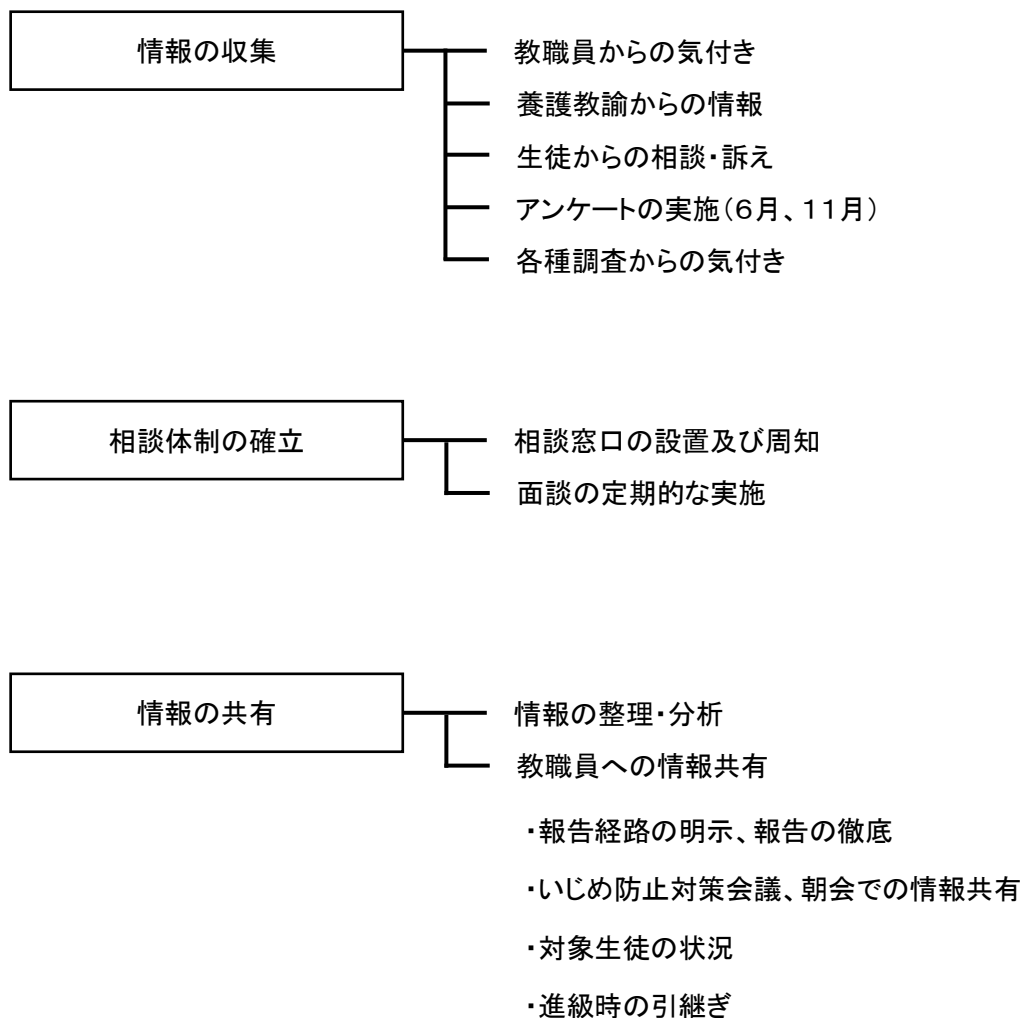
生徒に対しては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



別紙 1-2

いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| ○いじめを受けた生徒や保護者 | ○周囲の生徒や保護者 | ○学級担任 |
| ○アンケート調査や教育相談 | ○学校以外の関係機関 | ○担任以外の教職員 |
| ○スクールカウンセラー | ○地域住民等 | |

<いじめの報告>

○把握者 → (学年主任・学級担任等) → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定(いじめ対策委員会)】

<いじめの把握>

- | | | |
|---|--------------------------------------|--|
| ☐ 事実関係の把握 | ☐ いじめの認知の判断 | ☐ 指導方針や指導方法の決定 |
| ☐ 対応チームの編成及び役割分担 | ☐ 全教職員による共通理解 | ☐ SCや関係機関との連絡調整 |

【いじめ対策委員会による対処】

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| ○いじめを受けた生徒及び保護者への支援 | ○いじめを行った生徒および保護者への指導・助言 |
| ○周囲の生徒への指導 | ○スクールカウンセラーの派遣要請 |
| ○関係機関への相談(上川教育局、旭川児童相談所、警察など) | |

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許させないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止にむけた取組】

○原因の詳細な分析

- ☐ 事実の整理、指導方針の再確認
- ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

- ☐ 生徒指導体制の点検・改善
- ☐ 教育相談体制の強化
- ☐ 生徒理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実
- ☐ LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫
- ☐ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進
- ☐ 主体的に取り組む共同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進

○家庭、地域との連携強化

- ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ☐ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- ☐ PTAと協力し、豊かな心の醸成を促す取組

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子 ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようになっている ☐ 下を向いて視線を合わせようとししない ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ☐ ときどき涙ぐんでいる ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする ●授業中・休み時間 ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 一人であることが多い ☐ 班編成の時に孤立しがちである ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐ 教職員の近くにいたがる ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	●昼食時 ☐ 好きな物を他の子どもにあげる ☐ 他の子どもの机から机を少し離している ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐ 食べ物にいたずらされる ●清掃時 ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ☐ 一人で離れて掃除をしている ●その他 ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 理由もなく成績が突然下がる ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す ☐ 服に靴の跡がついている ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている ☐ 手や足にすり傷やあざがある ☐ けがをしている理由を曖昧にする ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子	
☐ 多くのストレスを抱えている ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ ☐ 教職員によって態度を変える	☐ 教職員の指導を素直に受け取れない ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

別紙2

北海道美深高等養護学校あいべつ校ネットパトロール実施要項

1 目的

生徒がインターネットのウェブサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、インターネットコミュニケーションを見守る活動を行う。

2 ネットパトロールの内容

- (1) 毎月末の週に実施する。
- (2) 担当者が職員室のパソコンや学校の i P a d からインターネットにアクセスする。
 - ア アクセスする担当者は、生徒指導部の生徒指導主事または生徒指導担当で輪番とする。
 - イ アクセスした時間と担当者名を記録して保管する。

3 ネットパトロールの方法

- (1) インターネット上の検索エンジンを利用して、学校名又は学校名の略称等や、生徒個人名などを組み合わせるなどして検索し、表示されるウェブサイト内の書き込み内容等を目視により確認する。

4 ネットパトロール以外の取組

- (1) 教職員は、生徒の携帯電話の所持率や使用内容を調査し、インターネットに関わる生徒の実態を把握する。
- (2) 生徒への事前指導
 - ア インターネットで他人への誹謗中傷は犯罪行為であるため絶対に行わないこと。
 - イ インターネット上に個人が特定できる情報や画像を記載しないこと。
 - ウ インターネットを使用する際には、トラブルに発展する内容の書き込み等は行わないこと。

5 不適切な書き込みを発見した場合

- (1) 画面をデジタルカメラやプリントスクリーンで記録し、印刷をする。
- (2) 教頭、担任、生徒指導主事及び関係者に報告し、生徒指導主事を中心に生徒への指導内容や保護者説明等について検討する。
- (3) 生徒指導主事または生徒指導担当者は、不適切な書き込みの削除をする。
 - ア 生徒個人で削除できる書き込み等については、生徒と一緒に削除をする。
 - イ 生徒個人で削除ができない場合は、掲示板の管理者やプロバイダ等に削除を依頼する。
- (4) 教頭から校長に報告を行う。

いじめ対策委員会活動計画

1 目的

- ・生徒指導上、本人及び保護者に関わる問題について共通理解を図り、問題解決の方向性について検討する。
- ・いじめ防止基本方針に沿って、いじめの未然防止、早期発見、問題解決に向けた適切な対応に取り組む。

2 構成

教頭、◎生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、各学年主任、学科主任、生徒指導部生徒指導担当者、当該生徒学級担任、副担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

3 活動内容

- 生徒の問題行動発生時や家庭との連携が困難な事案について、対策及び指導・支援方針、指導・支援行程及び事後指導等について検討する。長期的には校内ケース会議と連携する。
- いじめ防止基本方針の点検・見直し及びいじめ防止プログラム（年間計画）の作成
- いじめ防止基本方針の周知（職員、生徒、保護者）、いじめアンケート結果の確認と対応、いじめに関する職員研修の推進などに取り組む。
- いじめに関する問題について、学校いじめ防止基本方針に基づき、対策及び指導・支援方針、指導・支援行程及び事後指導等について検討し、いじめ防止及び個別のいじめに対する処置を実行的に行う。
- いじめに関わる相談窓口（集約担当）は生徒指導主事が行う。

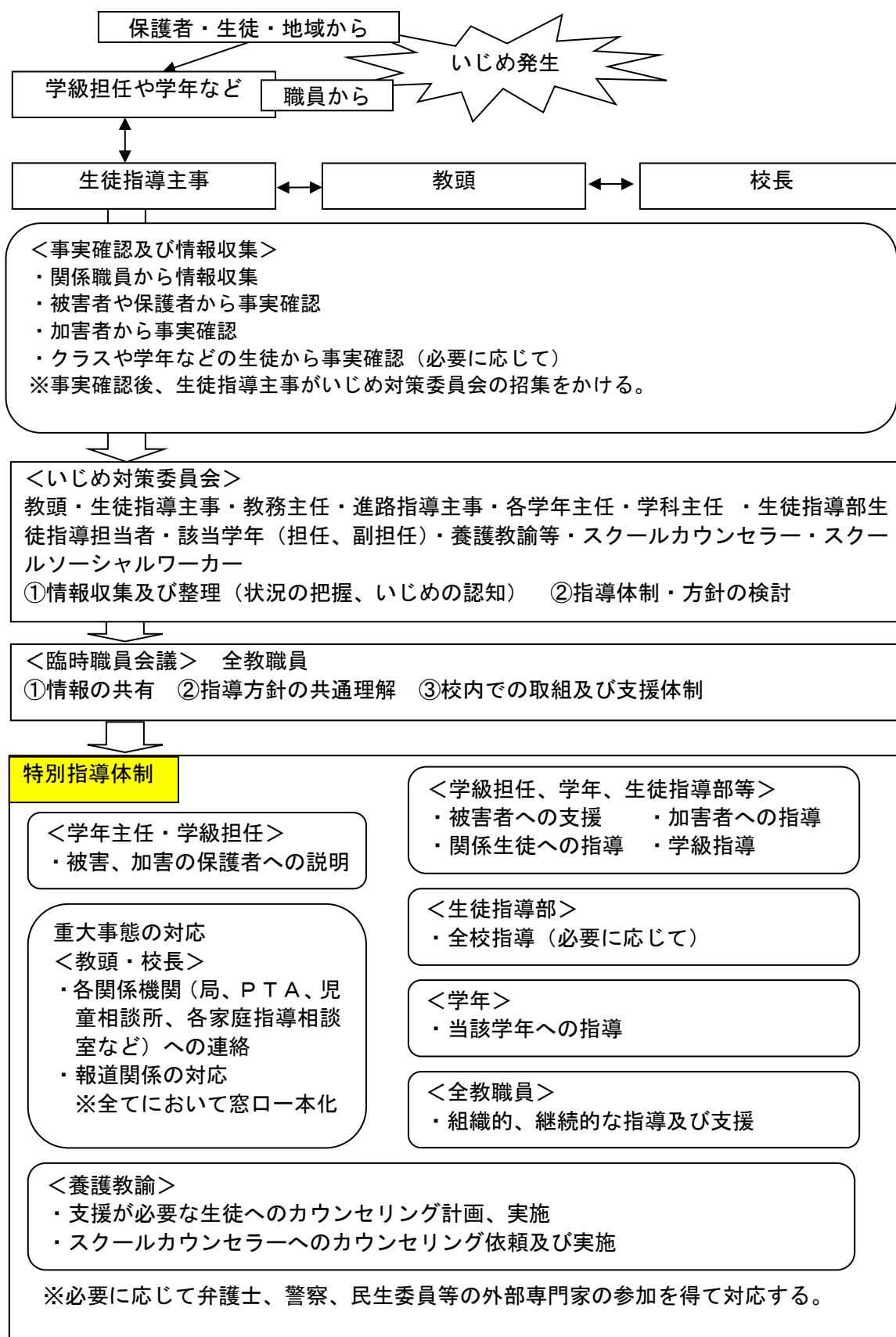
4 定例会議

事案が発生していない場合は、毎月定例で行われるいじめ防止対策会議を実施する。その際は、生徒が抱える悩みや不安など生徒の小さな様子の変化も合わせて全体共有する。

5 いじめ対策委員会

事案が発生したときは、その都度、構成メンバーを生徒指導主事が招集し、いじめ対策委員会を行う。その際は、いじめ防止対処プランを立て再発防止に役立てる。

いじめ問題に対応する校内体制



いじめ防止対処プラン

- 1 いじめ防止対処プランとは
- このプランはいじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を行い、確実に実行することを目的に作成する。
- 2 いじめ解消の条件は、以下の2点である。
- (1) いじめに係る行為の解消
- 被害者に対する心理的、又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3ヶ月)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 3 本事業について

いじめの事案	
いじめの概要	
被害者 加害者と思われる生徒 傍観者	
いじめの認定日	令和 年 月 日 ()
プランの策定日	令和 年 月 日 ()
いじめ解消の確認日	令和 年 月 日 ()

項 目	内 容	担 当 者
被害生徒への支援		
加害生徒への支援		
学年としての対応		
情報共有の記録 (学年会、打ち合わせ等)		

インターネットや携帯電話を使用したいじめの早期発見・早期対応について

○書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイト等の削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

・削除依頼等の詳細については、インターネットトラブル対応マニュアル誹謗・中傷対応要領（北海道警察本部・北海道教育委員会）を参照する
<http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/soshiki/kyouiku/kanri/weblink/trouble/taiou.pdf>

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

対応に困ったら

【チェーンメール転送先】

財団法人データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.htm>

書き込み等の削除の手順（参考）

ネット上のいじめの発見
生徒・保護者等からの相談

①書き込みの確認
・掲示板のアドレスを記録
・書き込みをプリントアウト
・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

②掲示板の管理人に削除依頼

②により削除されない場合管理人の連絡先が不明な場合

③掲示板のプロバイダに削除依頼

②、③の方法でも削除されない場合

④関係機関への依頼
・削除依頼メールの再確認
・警察へ相談
・法務局、地方法務局に相談

削除確認
児童生徒・保護者等への説明

※ネット上のいじめへの対応についても、P1～P2の早期対応の取組が必要です。
 ※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払い、情報教育担当と連携しながら対応する。

令和5年度 生徒指導及びいじめに係る予防的なプログラム(年間指導計画)

生徒指導部

月	1 学年	2 学年	3 学年	生徒指導部	その他
4	【情報】 ・情報モラルについて	【情報】 ・情報モラルについて	【情報】 ・情報モラルについて	○スマホ・ケータイ安全教室 ・全校集会 ○生徒会活動 ・いじめの啓発(ポスター作成の呼びかけ) ○いじめ防止基本方針の周知、説明① ・生徒、保護者への説明 ○子どもSOSダイヤルなどの支援機関の連絡先の紹介 ・生徒、保護者配布	○スクールカウンセラー ・年間13回の個別面談実施予定 ・生徒の支援方法について随時相談 ○スクールソーシャルワーカー ・必要に応じて依頼する予定 ・スーパーバイザーに関するも検討。
5	【情報】 ・SNSの利用について ・情報機器の使い方について 【道徳】 ・いじめについて ・決まりをまもる大切さ	【情報】 ・SNSの利用について ・情報機器の使い方について 【道徳】 ・いじめについて ・自己理解 ・他者理解	【情報】 ・SNSの利用について ・情報機器の使い方について 【道徳】 ・いじめについて ・自己理解 ・他者理解	○生徒会活動 ・HRでいじめ防止に関するの啓発ポスター作成、掲示する。 ○第1回いじめアンケート調査 ○生徒総会 ・全校集会 ・学校内のルールの確認	○生徒個別面談(年3回実施)
6	【道徳】 ・決まりを守る大切さ	【道徳】 ・思いやりの心	【道徳】 ・先輩としての姿やふるまい	○救命救急訓練	○スクールカウンセラー ・20日(1/全13)
7	【道徳】 ・自己理解(長所や短所)	【道徳】 ・人のために生きることの素晴らしさ	【道徳】 ・社会の一員となる自覚	○非行防止教室 ・旭川東警察署との連携 ○夏休みの過ごし方 ・SNSの使い方、生活の仕方	○スクールカウンセラー ・4日(2/全13) ・24日(3/全13)

				・いじめ防止基本方針の周知、説明② ○子どもSOSダイヤルなどの支援機関の連絡先の紹介 ・生徒、保護者配布	
8	【保健】 ・清潔と身だしなみ 【道徳】 ・集団生活	【保健】 ・高校生としての行動	【保健】 ・性意識と性行動の選択 【道徳】 ・勤労観について	○スクールカウンセラーによる講話	○スクールカウンセラー ・22日(4/全13)
9	【道徳】 ・相手の気持ちを考える	【道徳】 ・生まれ育った自分の地域	【保健】 ・生活習慣、心のストレス	○心とからだの健康観察アンケート	○スクールカウンセラー ・26日(5/全13) ○生徒個別面談
10	【道徳】 ・いじめについて	【道徳】 ・保護者への敬愛の気持ち	【道徳】 ・よりよい生き方を考える	○第2回いじめアンケート調査	○スクールカウンセラー ・24日(6/全13)
11				○学校祭	
12	【保健】 ・男女の性	【保健】 ・心の健康	【保健】 ・妊娠、出産	○子どもSOSダイヤルなどの支援機関の連絡先の紹介 ・生徒、保護者配布 ○冬休みの過ごし方 ・SNSの使い方、生活の仕方 ・いじめ防止基本方針の周知、説明③	○スクールカウンセラー ・5日(7/全13) ・18日(8/全13) ○性教育講演会 ・SNSでの性被害や性加害 ・性に関するトラブル

1	【保健】 ・男女の性 【道徳】 ・思いやりの心	【保健】 ・性に対する適切な行動 【道徳】 ・個性や立場の尊重	【保健】 ・結婚生活と健康 【道徳】 ・社会における様々な人の立場	○心とからだの健康観察アンケート	○スクールカウンセラー ・23日(9/全13) ○生徒個別面談
2	【保健】 ・健康な体		【保健】 ・働くことと健康 【道徳】 ・3年間の学校生活の振り返り	○いじめ防止基本方針の点検・見直し	○スクールカウンセラー ・19日(10/全13) ・27日(11/全13)
3	【道徳】 ・自己肯定感(1年間の成長)	【道徳】 ・最上級生になる自覚と責任			○スクールカウンセラー ・11日(12/全13) ・12日(13/全13)

* 通年：基本的に月1回いじめ防止対策会議(定例)を開き、いじめにつながりかねない生徒同士の関わり等の情報共有を行い、関係性や課題等を把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める。また、指導の手立てについて関係機関と連携を図りながら検討する。

* スクールカウンセラーによる個別面談の実施後、可能であれば関係部署に情報共有を行う。

* 生徒面談については、各学期に一人一人面談を実施する。ただし、必要に応じて随時行う。

* 年に2回行ないじめアンケート以外にも生徒へのアンケートを定期的実施し、早期発見に努める。

* 「学校いじめ防止基本方針」を定例のいじめ防止対策会議において、職員に周知を行う。また、2～3月で点検、見直しを行う。(学校いじめ防止基本方針 別紙3)

* いじめの対応や自殺予防等について、必要情報を職員対象に回覧する。また、いじめ対応ガイドブックコンパスを使った職員向けの研修を行う予定。生徒指導部が外部で受けた研修については、必要に応じて職員を対象に校内研修を実施する。